

令和2年度第1回地域自立支援協議会 ご意見等のまとめ

**Q1** 資料1-1及び6 相談件数について

資料1では、障害福祉課に相談が集中していて、連絡調整や企画を担う本庁が、これだけ直接サービスを抱え込んでいたら大変だろうと資料を読み進めていたが、資料6の基本目標Ⅲ-2-(1)①の事業実績には、「福祉なんでも相談窓口」を増設し、相談件数が飛躍的に伸びているという説明があるが、相談件数を含み両者の関係をどのように理解したらよいのでしょうか？

**A1** 障害に関する相談窓口ですが、資料1-1に記載の「障害福祉課」、委託相談事業所の「ふなき」や「神原苑」、専門的な相談としては、資料1-2の「発達障害等相談支援センター」や、資料1-3の「ひきこもり相談支援」があります。

このほかに、平成30年4月から「福祉なんでも相談窓口」を地域包括支援センターに開設し、地域の身近な相談窓口として、障害に限らず、地域からの様々な困りごとや悩みごとの相談に対応しています。また、平成31年4月からは委託相談事業所の「ふなき」、「神原苑」や、「発達障害等相談支援センター」、「ひきこもり相談支援」のほか宇部市社会福祉協議会にも、福祉なんでも相談窓口を開設し相談支援体制の機能を拡充しています。

相談件数ですが、H30年度の障害福祉課の実人数の計が2,024人、H31(R1)年度は1,889人となっています。相談場所がわからないこと等から、障害福祉課への相談が多くなっていますが、委託相談や専門相談とも連携し、相談・支援にあたっています。

また、H30年度の福祉なんでも相談窓口設置数は5か所で、相談件数はのべ963件、相談内容について、障害に関するものは138件となっております。H31年度の窓口設置数は15か所となり、相談件数は、のべ3,593件、相談内容について、障害に関するものは391件となっております。

福祉なんでも相談窓口の設置数が増えたことから相談数は増加していますが、相談の中で複合的な課題が判明することもあり、これまで相談されていなかった様々な困りごと等が、相談・支援につながっていくものと考えています。

**Q2**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため業務に影響がでたり、会議が中止・延期となり、今まで通りの支援が難しくなっています。関係機関がこれまで以上に情報共有をしていかなければ、障害者の生活にも不都合が生じると思います。連携手段の開拓も必要と感じました。

## A2

本市では、8月に入ってから40名を超える新型コロナウイルス感染者が確認されています。感染拡大を早期に抑え込むため、感染防止対策を強化しており、会議の中止・延期もやむを得ない状況となっております。なお、国が定めた新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業において、障害福祉サービス施設・事業所等における感染症対策を徹底するために必要な経費として、タブレット等のICT機器の購入又はリース費用の支援があります。また、本市においても、web会議や研修等のリモートワークを推進するための環境整備に要する支援を行うこととしており、環境を整えばweb会議の利用等により、情報共有等を図っていきたいと考えています。

## Q3 資料1-2 発達障害等相談センター運営事業について

幼児期・学童期の発達に心配のあるお子様への支援の重要性を感じております。この時期の支援（幼・保・小・中・高と家族と各関係機関の連携）が充実していると、成人期の不安も少なくなると思います。発達障害児への支援の充実をお願いしたいと思います。

## A3

本市の教育委員会の取り組みですが、すべての小中学校には、校内コーディネーターが指名されているほか、特別な教育的支援を必要とする学級や児童生徒に対して、計56人の支援員を小中学校へ配置し、支援にあたっています。また、早期から適切な支援につなぎ、スムーズな学校生活を送られるよう、幼稚園、保育園への巡回訪問を年に1回実施するとともに、要請があれば指導主事や地域コーディネーターが訪問しています。

次に、宇部市発達障害等相談センターの取り組みですが、希望する保育園等を訪問し、早期から適切な支援が行えるよう支援方法の提示や研修会を実施するなどの支援者育成のほか、ペアレントトレーニングなどの保護者サポートに取り組んでいます。なお、宇部市発達障害児を支えるネットワーク協議会と協同し、発達障害とともに生きていくためのサポートブック「そらいろ」の作成や、成長過程の様々な情報を周囲の人に伝えるためのツールとなる「パーソナル手帳」を改訂し、切れ目のない継続した支援に生かし、スムーズに就学や進学などに対応できるよう活用を進めています。

現在も宇部市発達障害等相談支援センターの職員が講師として、特別教育支援ボランティア養成等に関わっていますが、発達障害児への支援の充実に向け、小中学校等との連携も強化していきたいと考えています。

**Q4** 資料5-2スケジュール案について

市民意向の確認でのパブリックコメントや説明会の時期について、コロナ禍の状況であり、開催にあたる方法の工夫が必要と考えます。

**A4**

説明会の参加希望者には、事前に申込みをいただくため、申込の人数や申込者の状況、感染拡大の状況等から開催方法を判断したいと考えております。また、パブリックコメントにつきましては、市HPにて、意見募集を行い、本庁他各市民センターでの計画案の閲覧、市広報にて周知を行うなど、市民の皆様から広く意見をいただけるような方法を検討していきます。

**Q5** 自立支援協議会設置要綱 部会について

設置要綱の第5条3では、「実務者会議に部会を置くことができる」との記載があり、他市の自立支援協議会では専門部会が設置されていますが、宇部市でも専門部会の設置を行ってはどうでしょうか。宇部市障害者就労ネットワーク会議や障害者ケア協議会など、専門部会のような機能を持つ外部会議体もあるかと思われませんが、相談支援などは専門部会的な機能を持つ会議体がありません。

**Q6** 重点的に取り組む地域課題について

地域課題への取り組みについて、障害福祉課、社会福祉協議会、障害者相談支援事業所だけでは限界もあり、専門的な意見も多く必要かと思われれます。例えば「精神科病院からの地域移行」であれば精神病院や健康福祉センター、「障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行」であればケアマネージャーや介護保険サービス事業所などがあるかと思いますが、地域課題の課題解決に向けて、専門家と具体的にどのような連携を行っていますでしょうか。

**A5、6**

Q5、Q6については、関連があるため、合わせて回答させていただきます。

地域課題のうち、個別支援会議では解決できない課題について、広く関係者が集い、情報共有や連携を行う「障がい等地域支援ブロック会議（実務者会議：定例会）」を毎月開催しております。また、ブロック会議からの課題整理と現状把握を行う「支援センター、社会福祉協議会及び障害福祉課連絡会議（事務局会議）」を開催しております。

なお、関係機関から多くの参加がある「障がい等地域支援ブロック会議（実務者会議：定例会）」で、各テーマの関係者には、個別に出席を依頼し開催することで、活発な交流を図っています。

また、専門部会の設置についてですが、現在、「障がい等地域支援ブロック会議（実務者会議：定例会）」において、テーマを決めて、課題についての解決策を毎月開催し協議していること、また、本市においては、宇部市障害者就労ネットワーク会議や障害者ケア協議会など、とても活動的な多くの関係会議体が存在しています。このため、今のところ、専門部会を設置する予定はありません。

なお、相談支援についてですが、ご意見のとおり現在、会議体はありませんが、相談支援機能は、障害福祉支援の中核をなす重要な機能の1つです。そのために、相談支援事業者の人材育成のための研修や、連携会議の開催等の充実を図ることで、情報共有やスキルアップに繋がることから、相談支援事業所の皆様の意見も伺いながら、連携の場の設置に向け、委託相談事業者と調整していきたいと考えています。

#### Q7 資料6 「第四次宇部市障害者福祉計画」に係る実績報告について

事業実績の箇所では様々な活動や会議がありますが、活動に参加された方の感想や会議を運営されている方からの説明等も簡単にさせていただけるとどのようなことをされているか、より具体的に分かるのではないかと思います。（Ⅲ-2-(1)-③計画相談支援充実の事例検討会の感想、iv-2-(3)-①障害者と地域住民のふれあいや交流活動の感想など）

#### A7

事例検討会の感想については、「職員体制的に出席が難しい。」や「困難事例を会議に挙げて事例に対する良い答えがでない。」等の意見がありました。

また、地域住民とのふれあいについては、「地区の文化祭や祭りに障害福祉サービス事業所等が出店し、その事業所の利用者が販売を担当するなど、地域との交流を図っている。」のほか、「多くの方に利用いただき、来年もぜひ参加してほしいとの声もいただいている」とのことでした。

今後は、内容として入れ込んだ方がわかりやすくなる場合など、個別の状況により適宜判断しながら、作成していきたいと考えています。

#### Q8

令和元年度相談支援事業の実績報告にて、相談件数の減少や「なんでも相談窓口」の設置等により、障害者相談支援事業は3事業者から2事業者に集約しているとあります。確かに福祉サービスに繋がり相談件数は減少したかもしれませんが、宇部市には、たくさんの福祉サービス事業所があり充実していると考えますが、当事者の満足度はいかがなものでしょうか。また、福祉法人内での人事異動等もあり、相談員の質に首をかしげるところがあります。

## Q 9

第6期障害福祉計画に係る基本指針の見直しの主なポイントに「相談支援体制の充実・強化等」とあります。宇部市以外で相談支援体制が充実していると思われる市町があります。宇部市も当事者の方が「相談して良かった。宇部市に住んで良かった。」と満足していただけるよう、しっかりとした取組を行って相談のレベルアップを目指していただきたい。

## A 8、A 9

Q 8、Q 9については、関連があるため、合わせて回答させていただきます。

相談支援事業について、平成30年当時、身体・精神・知的と障害種別の専門性もあり、3事業者へ委託しておりましたが、相談件数の大幅な減少のほか、市民アンケートにおいて、委託相談へ相談することがない、福祉について何でも相談できる窓口を望む声が多くありました。そのため、見直しを行い、委託相談支援事業者を3事業者から2事業者へ集約するとともに、なんでも相談窓口を併せて設置することとしました。

また、障害福祉サービス利用者の満足度としては、前計画策定時の意見交換会などにおいて、重度訪問介護や同行援護など、利用者の希望に沿った十分なサービスの提供ができていないという意見や、事業所で働く人材が十分に確保できていないという意見がありました。そのために、相談支援専門員は、限られたサービスの中で利用者に質の高いサービスを提供できるよう、提供する支援の内容と必要な支援を見極めてマッチングするスキルも必要となっています。

今後、相談支援事業所の皆様の意見も伺いながら、連携の場の設置に向け、委託相談事業者と調整していきたいと考えおります。また、連携の場の設置や、研修会の実施等により、プラン連携の重要性や、利用者の支援方法等について、相談員がスキルアップできるような仕組みづくりに取り組んでいきます。